

第4章 法人の管理・運営について

1 指定NPO法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

指定NPO法人は、毎事業年度終了の日から3か月以内に、下表①～⑩に掲げる書類を知事に提出しなければなりません（条例13、規則35）。

（注1）すべてのNPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法29）。

○ 北海道知事に毎事業年度提出する書類一覧（札幌市所轄NPO法人を除く。）

	提出書類	参照ページ
①	控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書	117～118
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	
③	収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等 ^{（注1）} との取引	
⑤	寄附者（当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^{（注2）} ）で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り、その氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑥	役員等に対する報酬又は給与の支給に関する次に掲げる事項 ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに係る部分を除く） イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	
⑩	指定基準に適合している旨を説明する書類（P68～103）のうち、条例第4条第1項第5号（イに係る部分を除く。）、第6号ア及びイ、第7号、第9号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由（第6条各号）のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表（第5表、第6表、第7表、第9表）、欠格事由チェック表	

(注1) ④欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のア～ウに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

イ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ウ 上記ア、イに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1) ア～ウに掲げる関係をいいます。

○ 北海道知事に毎事業年度提出する書類一覧（札幌市所轄NPO法人の場合）

	提出書類	参照ページ
①～⑩	上記①～⑩	86～103 117～125
⑪	控除対象特定非営利活動法人事業報告書等提出書	126
⑫	事業報告書（前事業年度分）	事業 報 告 書 等
⑬	貸借対照表（前事業年度分）	
⑭	活動計算書（前事業年度分）	
⑮	財産目録（前事業年度分）	
⑯	年間役員名簿（前事業年度分）	
⑰	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（前事業年度末日現在）	
⑱	役員名簿（最新のもの）	
⑲	定款等（定款、定款の認証及び登記に関する書類の写し：最新のもの）	

(2) 助成金の報告

指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときには、次に掲げる書類を作成し、知事に提出しなければなりません（条例13④、規則35④）。

○ 助成金及び海外送金等の報告

	書類の作成時期	作成（提出）書類
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類

(3) その他の報告（変更の届出）

指定NPO法人は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	対象法人
①	法人の代表者の氏名、事務所の所在地（変更認証が必要な場合を除く。）、現に行っている事業の概要及び事業年度を変更等をした場合（条例10①）	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書（規則31）	全ての指定NPO法人
②	役員の氏名、住所、居所に変更等をした場合（条例10②）	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書（規則31） ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 ア その役員が条例第6条（役員の欠格事由）に該当しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し イ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	札幌市所轄の指定NPO法人
③	定款を変更した場合（条例10③）	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書（規則31） ②変更後の定款 ③当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ④登記事項証明書（法人の登記事項に係る変更の場合に限る） ⑤その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	

2 指定NPO法人の情報公開

(1) 指定NPO法人の情報公開（備置き、閲覧）

指定NPO法人は、以下の書類について、その事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（P112の「指定NPO法人、北海道における閲覧等書類一覧」参照）（条例11、12）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則33②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

（注）①から②の書類を請求に応じ閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

(2) 指定NPO法人の情報公開（インターネット）

指定NPO法人は、上記の書類のうち、①～③、⑥及び⑦の一部について、自らのホームページ等において、インターネットにより公開しなければなりません（P112の「指定NPO法人、北海道における閲覧等書類一覧」参照）（条例12⑥）。

(3) 知事の情報公開（閲覧・謄写）

知事は、指定NPO法人から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させることとしています（条例14、規則36）。

《指定NPO法人、北海道における閲覧等書類一覧》

指定NPO法人又は北海道において閲覧等（北海道においては謄写も可能です。）の対象となる書類及びその閲覧可能期間は次のとおりです。

書 類 名		指定NPO法人			知事			
		備置き 期間	公 開		閲 覧 騰 写	期 間		
			閲 覧	イン ター ネ ット			期 間	
事業報告書等	事業報告書（注1）	作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間	○	○	作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間	○	過去5年間に提出を受けたもの	
	計算書類(活動計算書、貸借対照表)		○	○				
	財産目録		○	○				
	年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)		○	○				
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		○	○				
前事業年度の寄附者名簿		5年間						
役員名簿（注1）		最新のもの	○	最新のもの	○	最新のもの		
定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)			○		○			
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		ら5年間 指定日か	○		効期間中 指定の有	○	効期間中 指定の有	
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			○			○		
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			○	○		○		
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		○	○		○		
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		○	○		×		
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ・役員等との取引		○	○			○	過去5年間に提出を受けたもの
	寄附者(当該指定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り。その氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類)		○	○			○	
	役員等に対する報酬又は給与の支給に関する次に掲げる事項 ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに係る部分を除く） イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		○	○			○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		○				○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限り。その金額及び用途並びにその実施日を記載した書類)		○				○	
	作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間		○				○	
作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間		○				○		
指定基準に適合している旨を説明する書類(P68～101)のうち、条例第4条第1項第5号(イに係る部分を除く。)、第6号ア及びイ、第7号、第9号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由(第6条各号)のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表(第5、6、7、9表)、欠格事由チェック表		○				○		

「助成金の支給の実績」を記載した書類	作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間	○	作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間	○
--------------------	--------------------------	---	--------------------------	---

(注1) 指定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません。

3 指定NPO法人に対する監督等

(1) 指定NPO法人に対する報告及び検査

① 知事は、指定NPO法人が法令、法令に基づく行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、知事は、その職員に当該指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例17①)。

② 上記①の検査については、次のように定められています。

ア 知事は、当該検査をする職員に、上記①の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定NPO法人の役員等に提示させることとしています(条例17②)。

イ 知事が、上記①の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記アの書面の提示を要しないこととしています(条例17③)。

ウ 上記イの場合において、知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、指定NPO法人の役員等上記イの書面を提示させることとしています(条例17④)。

エ 上記①の検査をする職員が、当該検査により上記ア又はウで理由として提示した事項以外の事項について、①の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではありません。この場合、ア又はイの規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとしています(条例17⑤)。

オ ①の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。また、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(条例17⑥、⑦、規則41)。

(2) 指定NPO法人に対する勧告、命令等

① 知事は、指定NPO法人について、(4)②ア～ウの指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます

(条例 18①)。

- ② 知事は、上記①の規定による勧告を受けた指定NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定NPO法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(条例 18②)。
- ③ 上記①の勧告並びに②の命令は、書面により行うよう努めなければなりません(条例 18③)。
- ④ 知事は、上記①の勧告又は②の命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表しなければなりません(条例 18④)。

(3) その他の事業の停止

- ① 知事は、その他の事業を行う指定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該指定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(条例 19①)。
- ② 知事は、上記①の命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示しなければなりません(条例 19②)。

(4) 指定NPO法人の指定の取消し

- ① 知事は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行わなければなりません(条例 20①)。
 - ア 道内に主たる事務所を有しなくなったとき
 - イ 欠格事由(指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由についてはP57~58を参照願います。)のいずれかに該当するとき
 - ウ 偽りその他不正の手段により指定又は指定の有効期間の更新を受けたとき
 - エ 指定の有効期間が経過したとき(有効期間の更新の申出をした場合を除く)。
 - オ 指定の有効期間の更新の申出をした場合であって、指定の基準に適合しないと知事が認めたとき
 - カ 合併の届出をした場合であって、合併後のNPO法人が指定の基準に適合しないと知事が認めたとき
 - キ 正当な理由がなく、上記(2)②の命令又は(3)①のその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ク 指定NPO法人から指定の取消しの申出があったとき
 - ケ 指定NPO法人が解散したとき
- ② 知事は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行うことができます(条例 20②)。
 - ア 法 29 条の規定に違反して事業報告書等を所轄庁に提出(P56 参照)しないとき、

- 又は、条例第 13 条の規定に違反して役員報酬規程等を知事に提出（P117～125 参照）しないとき
- イ 条例第 4 条第 1 項第 5 号（運営組織及び経理に関する基準（P51～52 参照）、同項第 6 号ア・イ（事業に関する基準（P53 参照）、同項第 9 号（不正行為等に関する基準（P56 参照））に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ウ 条例第 10 条の規定に違反して変更の届出を知事に提出（P110 参照）しないとき、又は、第 16 条第 1 項の規定に違反して合併の届出を知事に提出（P142 参照）しないとき
- エ 正当な理由がないのに、条例第 11 条第 1 項又は第 12 条第 5 項の規定（指定 N P O 法人の情報公開（P55 参照））に違反して、書類を閲覧させないとき、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
- オ 条例第 11 条第 2 項又は第 12 条第 6 項の規定（指定 N P O 法人の情報公開（P55 参照））に違反して、書類を公表しないとき、又は虚偽の書類を公表したとき
- カ 条例第 12 条第 1 項（条例第 16 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 2 項から第 4 項までの規定（指定 N P O 法人の情報公開（P55 参照））に違反して、書類を備え置かないとき、又はこれに記載すべき事項を記載しないとき、若しくは不実の記載をしたとき
- キ 条例第 17 条第 1 項（指定 N P O 法人に対する報告及び検査（P113 参照））の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ク 上記ア～キのほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき
- ③ 指定の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
- ア 上記(4)①又は②の指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該指定 N P O 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています（条例 20③）。
- イ 所轄庁は、上記③アの請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該指定法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています（条例 20④）。
- ウ 知事は、指定を取り消したときは、その理由を付した書面をもって指定を受けていた N P O 法人にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています（条例 20⑤）。
- ④ 知事は、指定の取消し等この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、他の公共団体等に照会等を行うこととしています（条例 21）。
- ア 欠格事由の概要（P41 参照）の 1 (1) 及び 6 の事由 道府県警察本部長
- イ 欠格事由の概要（P41 参照）の 4 及び 5 の事由 都道府県知事又は関係市町村長